

定款の変更

旧条文を新条文に変更する。

新 条 文	旧 条 文
<p>第 2 章 会員 第 1 節 通則</p>	<p>第 2 章 会員 第 1 節 通則</p>
<p>(会員の所属区分の変更)</p> <p>第 18 条 会員は、本所の市場において取引する市場(貴金属市場及び石油市場にあっては、取引をしようとする上場商品構成物品の全部又は一部を含む。以下「所属区分」という。)を追加しようとするときは、本所が別に定める様式による所属区分追加申請書 2 通に所要の事項を記載して、これに次に掲げる書類を添付して、本所に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 第 39 条の規定は、前 2 項の規定による所属区分の追加に係る出資金の納入、加入金の納入及び信託金の預託について準用する。</p> <p>(会員の種類の変更)</p> <p>第 18 条の 2 会員は、第 13 条に規定する会員の種類を、次の各号に掲げるとおり変更しようとするときは、本所が定める様式による会員の種類変更申請書 2 通に所定の事項を記載して、これに本所が必要と認める書類を添付して、本所に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 現行どおり</p> <p>2~3 現行どおり</p> <p>4 第 39 条の規定は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の変更を行なった場合の出資金の納入及び加入金の納入について準用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>平成 20 年 3 月 28 日開催の臨時総会において決議された第 18 条(会員の所属区分の変更)第 3 項、第 18 条の 2(会員の種類の変更)第 4 項の変更規定は、経済産業大臣の認可の日(平成 20 年 4 月 10 日)以後会員となった者に適用するものとし、同日から施行する。</u></p>	<p>(会員の所属区分の変更)</p> <p>第 18 条 会員は、本所の市場において取引する市場(貴金属市場及び石油市場にあっては、取引をしようとする上場商品構成物品の全部又は一部を含む。以下「所属区分」という。)を追加しようとするときは、本所が別に定める様式による所属区分追加申請書 2 通に所要の事項を記載して、これに次に掲げる書類を添付して、本所に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 第 39 条の規定は、前 3 項の規定による所属区分の追加に係る出資金の納入及び信託金の預託について準用する。</p> <p>(会員の種類の変更)</p> <p>第 18 条の 2 会員は、第 13 条に規定する会員の種類を、次の各号に掲げるとおり変更しようとするときは、本所が定める様式による会員の種類変更申請書 2 通に所定の事項を記載して、これに本所が必要と認める書類を添付して、本所に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) 省 略</p> <p>2~3 省 略</p> <p>4 第 39 条の規定は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の変更を行なった場合の出資金の納入について準用する。</p> <p>(新 設)</p>